

FTTH事業者における申込の簡略化条件について

2019年1月 日 初版

東電タウンプランニング株式会社 共架業務部

Ⅱ章6条に規定するFTTH事業者のⅤ章2-3条(3)項の可否判定申込の簡略化は、以下のケーブル、及びその架線条件で適用されます。

(1) 光ドロップケーブル

①共架申込設備が、以下の全ての条件に該当する光ドロップケーブルであること。

a. 次のいずれかの施設であること

- ・光ドロップケーブル単独施設（吊線（メッセンジャワイヤ）は使用しない）
- ・既設の自社光ドロップケーブル線への添架による増架
- ・既に吊線（メッセンジャワイヤ）を使用している個所への添架による増架

※吊線（メッセンジャワイヤ）の使用による光ドロップワイヤの架線工法を適用する場合の判断が全社大*でルール化され、一様に展開され、FTTH事業者として登録されていること。 *KOSMOSシステムに登録されている共架契約単位

b. 光ドロップケーブルは以下に示す程度の仕様であること。

心線数	外径	重量	引張強度
4心以下	2mm×5mm	20g/m	660N

c. 弛度は1.5%以上確保すること。

d. 張線作業は機械によらないこと。（張線器は使用しないこと。）

e. 架線電柱径間が30mを超過しない事。30m超過の場合は、弛度を大きくとるなどの張力緩和策を実施すること。

②施設希望ポイントの状況毎の取扱

光DC：光ドロップケーブル TW：吊線（メッセンジャワイヤ）

共架申込態様		共架申込ポイント	扱い
既設自社線の無いポイントへの新設	光DC単独, TW新設無し	<ul style="list-style-type: none"> ・既設保安通信線のある保安通信線ポイント^{※1} ・保安通信線は無いが既設他事業者線のある保安通信線ポイント^{※2} ・既設共架腕金上のポイント（単独施設・一束化^{※3}） ・小柱直付ポイント（単独施設・一束化^{※3}） ⇒空いている保安通信線ポイント・共架腕金施設ポイント（腕金無し），他事業者直付（小柱除く）ポイントは不可	可否判定早期処理 (新設申込要)
	光DC・TW併設	<ul style="list-style-type: none"> ・保安通信線は無いが既設他事業者線のある保安通信線ポイント^{※2} ・既設共架腕金上のポイント（単独施設・一束化^{※3}） 	可否判定～ 通常処理 (新設申込要)
既設自社線のあるポイントへの増架	光DC単独, TW新設無し	<ul style="list-style-type: none"> ・既設自社線のある保安通信線ポイント（増架）^{※1} ・既設自社線(既設光DC, TW+光DC)のある既設共架腕金上ポイント（増架・一束化^{※3}） ・既設自社線のある小柱上の直付ポイント（増架・一束化^{※3}） 	可否判定申込省略 ・ 新設申込省略
		<ul style="list-style-type: none"> ・既設自社線のある直付ポイント（小柱除く） 	可否判定申込～ 通常処理 ^{※4} (申請申込要)
	光DC単独, TW新設有り	<ul style="list-style-type: none"> ・既設自社線のある保安通信線ポイント（増架）^{※1} ・既設自社線(既設光DC)のある既設共架腕金上ポイント（増架・一束化^{※3}） ・既設自社線のある小柱上の直付ポイント（増架・一束化^{※3}） 	可否判定～ 通常処理 (新設申込要)

※1：東電 PG 保安通信部門の承諾要

※2：東電 PG 保安通信部門，既設他事業者との一束化合意要

※3：既設他事業者との一束化合意要

※4：共架腕金取付が必要なため

以上